

民間シェルター把握状況

(各年11月1日現在)

平成15年は、平成16年3月30日現在の情報である。

都道府県	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
01 北海道	5	6	7	7	8
02 青森県		1	1	1	1
03 岩手県			1	1	2
04 宮城県	1	1	1	1	1
05 秋田県					
06 山形県					
07 福島県					
08 茨城県			1	1	1
09 栃木県	1	1	1	2	2
10 群馬県			1	2	2
11 埼玉県	1	2	2	2	3
12 千葉県		1	4	4	5
13 東京都	6	8	8	6	6
14 神奈川県	6	7	9	10	10
15 新潟県	1	3	3	3	3
16 富山県					
17 石川県			1	1	1
18 福井県					
19 山梨県					
20 長野県					
21 岐阜県					
22 静岡県		2	5	5	5
23 愛知県	2	3	3	3	3
24 三重県					
25 滋賀県			1	1	1
26 京都府		1	3	3	4
27 大阪府	2	3	5	5	5
28 兵庫県	2	2	2	2	3
29 奈良県					
30 和歌山県					
31 鳥取県	2	2	2	2	2
32 島根県			1	1	1
33 岡山県					1
34 広島県		2	3	4	4
35 山口県		1	1	1	1
36 徳島県					
37 香川県					
38 愛媛県					
39 高知県	1	1	1	1	1
40 福岡県	3	4	4	4	4
41 佐賀県					
42 長崎県			1	1	1
43 熊本県	2	3	3	3	4
44 大分県					
45 宮崎県			1	1	1
46 鹿児島県		1	1	1	1
47 沖縄県				2	6
計	35	55	77	81	93

都道府県	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
NPO法人	7	14	26	33	40
社会福祉法人	2	4	5	5	6
財団法人	1	1	1	1	1
宗教法人	1	0	0	2	5
法人格無	24	36	45	40	41
計	35	55	77	81	93

民間シェルターに対する財政的援助の状況

(各年11月1日現在)

平成15年度は、平成16年
3月30日現在の情報である。

都道府県分

	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
都道府県数	4	6	9	10	13
団体数(延べ)	10	13	20	25	32
補助額(円)	21,172,400	32,891,000	42,718,100	50,982,600	50,395,420

市町村分

	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
市町村数	13	17	43	58	71
団体数(延べ)	15	20	68	94	117
補助額(円)	13,900,000	18,687,000	31,432,000	44,890,000	60,760,000

合計

	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
団体数(延べ)	25	33	88	119	149
補助額(円)	35,072,400	51,578,000	74,150,100	95,872,600	111,155,420

表「民間シェルター把握状況」からみると

	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
都道府県・指定都市が 把握している施設総数	35	55	77	81	93
上記のうち、財政的援助を 受けている施設数とその割合	19 (54.3%)	27 (49.1%)	43 (55.8%)	50 (61.7%)	68 (73.1%)

都道府県別の民間シェルター施設数及び地方公共団体から民間シェルターに対する財政的援助額について

(平成17年11月1日現在)

都道府県	民間シェルター施設数	財政的援助額(円)
01 北海道	8	9,187,000
02 青森県	1	500,000
03 岩手県	2	
04 宮城県	1	1,500,000
05 秋田県		
06 山形県		
07 福島県		
08 茨城県	1	368,000
09 栃木県	2	1,200,000
10 群馬県	2	650,000
11 埼玉県	3	4,330,000
12 千葉県	5	3,842,000
13 東京都	6	15,350,000
14 神奈川県	10	47,225,000
15 新潟県	3	980,000
16 富山県		
17 石川県	1	
18 福井県		
19 山梨県		
20 長野県		
21 岐阜県		
22 静岡県	5	3,000,000
23 愛知県	3	1,220,000
24 三重県		
25 滋賀県	1	1,130,000
26 京都府	4	900,000
27 大阪府	5	600,000
28 兵庫県	3	1,200,000
29 奈良県		
30 和歌山県		
31 鳥取県	2	10,981,420
32 島根県	1	500,000
33 岡山県	1	1,000,000
34 広島県	4	2,000,000
35 山口県	1	52,000
36 徳島県		
37 香川県		
38 愛媛県		
39 高知県	1	
40 福岡県	4	2,070,000
41 佐賀県		
42 長崎県	1	
43 熊本県	4	920,000
44 大分県		
45 宮崎県	1	450,000
46 鹿児島県	1	
47 沖縄県	6	
計	93	111,155,420

注1) 民間シェルター施設数は、平成17年11月1日現在、都道府県、政令指定都市が把握している民間シェルターについて、内閣府で調査の上取りまとめたものである。

注2) 財政的援助額は、平成17年度に都道府県及び市町村が実施した民間シェルター等に対する財政的援助の額(見込額)であり、婦人相談所からの一時保護委託費(毎年度約2億7,000万円)を除く。

特別交付税に関する省令（昭和51年12月24日自治省令第35号）抜粋

（道府県に係る三月分の算定方法）

第四条 各道府県に対して毎年度三月に交付すべき特別交付税の額は、第一号の額及び第二号の額の合算額から第三号の額及び第四号の額の合算額を控除した額とする。

- 一 略
 - 二 次に掲げる事情を考慮して定める額
 - イ～ク 略
 - 三、四 略
- 2、3 略

（市町村に係る三月分の算定方法）

第五条 各市町村に対して毎年度三月に交付すべき特別交付税の額は、第一号の額に第三号の額から第四号の額を控除した額（当該額が負数となるときは、零とする。）と第二号の額の合算額から第五号の額を控除した額（当該額が負数となるときは、零とする。）を加えた額とする。

- 一、二 略
 - 三 次に掲げる額の合算額
 - イ 略
 - ロ 次に掲げる事情を考慮して定める額
 - (1)～(32) 略
 - 四、五 略
- 2、3 略

附則

14 平成十七年度に限り、第四条第一項第二号の額は、同号の規定によつて算定した額に、次の各号によつて算定した額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額を加えた額とする。

一～三 略

四 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し当該道府県が交付した額として総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

五 略

19 平成十七年度に限り、第五条第一項第三号ロの額は、同号ロの規定によつて算定した額に、次の各号に規定する算定方法に準ずる算定方法によつて都道府県知事が算定した額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額を加えた額とする。

一～三 略

四 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し当該市町村が交付した額として総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

五～七 略